

令和7年度 事業計画書

公益財団法人 岡山県身体障害者福祉連合会

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

[基本方針]

障害者権利条約の発効から10年あまり経過する中、国においては障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正など関係法令等の一層の整備・充実が図られるとともに、本県においても、障害者計画や障害福祉計画等に基づく施策の積極的な取組により、障害者福祉の更なる充実に向けた環境整備が進められているところである。

一方で、障害者の就労状況などいまだ十分とは言えない課題もあり、引き続き障害者団体や県、市町村などと連携を図りながら障害者理解の一層の促進に取り組む必要がある。

こうした中、障害当事者団体として当連合会の果たす役割は極めて重要である。障害の有無にかかわりなく誰もが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、障害者差別解消の一層の浸透・定着を図るとともに、障害者の社会参加推進の取組を更に進める必要がある。

また、当連合会は、公益財団法人として、県内すべての障害者を対象として自立と社会参加推進のための事業を広く展開し社会に貢献するよう努めるとともに、新たな公益法人制度改革に則り適正な法人運営を図っていかなければならない。

これらのことと踏まえながら、令和7年度の事業計画を次のとおり定め、関係機関、関係団体等と緊密に連携を図りながら効果的な事業活動の推進に努める。

[重点項目]

1 障害者施策に対する対応

日身連や中・四国ブロック団体などとも連携して国の障害者施策に係る情報の収集や提供に努め、必要な要望・提案活動を行う。

2 身体障害者相談員活動の充実と活性化

身体障害者相談員協議会の活動を支援し、研修等を通じて相談員の資質向上及びネットワークづくりを進め、相談活動の充実と活性化を図る。

3 連合会並びに会員団体組織の充実強化と活動の活性化

賛助会員の加入促進などを通じて連合会組織の充実強化に努めるとともに、会員団体相互の情報交換の促進などにより会員団体活動の活性化を図る。

4 障害者の社会参加の促進

障害者が自立した地域生活を送ることができ社会参加を通じて生活の質的向上を図ることができるよう、関係団体との連携により各種社会参加促進施策を総合的に実施する。

5 障害者差別解消の推進

改正障害者差別解消法が円滑に運用されるよう、県や関係団体等と連携を図りながら普及・啓発に取り組むとともに、必要な要望・提案活動を行う。

6 災害時における支援体制の充実

災害時の福祉避難所の充実や障害特性に対応した情報伝達の確保、個別避難計画の整備など、防災減災対策の充実に向け関係団体等と連携を図りながら情報収集・要望・提案活動を行う。

7 新公益法人制度改革に則った適正な法人運営

2024公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、自律的なガバナンスの充実と透明性の確保に努めるとともに、関係法令の改正や新会計基準等に則った適正な法人運営を行う。

【事業実施項目】

1 障害者の日常生活、職業等に関する相談支援事業(公1事業)

(1) 障害者総合相談事業

相談員が障害者本人や家族等から暮らしや人権に関わる生活全般の相談に応じるほか、弁護士による法律相談を行う。

(2) 在宅重度身体障害者激励事業

各市町村の障害者団体の役員等が在宅の重度障害者宅を訪問して慰問品を直接届け激励するとともに、生活全般の相談に応じる。

(3) 駐車禁止除外指定車標章の交付支援事業

外出支援のための標章申請手続と同制度の利用促進を図る。

(4) **JRジパング俱楽部特別会員の加入支援事業**

外出支援のための特別会員の加入手続と同制度の利用促進を図る。

(5) **身体障害者相談員研修事業**

相談員の資質向上を通じて相談活動の促進及び相談援護活動の充実を図るため、研修を実施する。

2 障害者の生活訓練、指導者養成等社会参加促進事業(公2事業)

(1) **身体障害者補助犬育成事業**

障害者の移動や介護に重要な役割を果たす身体障害者補助犬を育成貸与し、自立及び社会参加の促進を図る。

(2) **オストメイト社会適応訓練事業**

ストマ用装具の装着者に対して、装具の使用等の必要な指導訓練を行い、社会参加の促進を図る。（再委託先：（公社）日本オストミー協会岡山県支部）

(3) **音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業**

音声機能喪失者の社会参加促進を図るため、発声訓練指導者を養成し、発声訓練を行う。（再委託先：新声会）

(4) **盲ろう者向け通訳・介助員養成・派遣事業**

視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者の社会参加促進のため、通訳介助員を養成して派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと情報の保障及び移動等を支援する。

（再委託先：岡山盲ろう者友の会）

(5) **障害者IT利用普及促進事業**

障害者ITサポートセンターの設置運営やパソコンボランティアの派遣等を通じて障害者の情報通信技術の利用や普及の促進を図る。

(6) **パソコン教室開催事業**

障害者がパソコンや周辺機器を活用して情報の入手・発信を行い、コミュニケーションを確保して社会参加の機会が拡大するよう、パソコン教室を開催する。

(7) **重度障害者在宅就労促進事業(バーチャル工房)**

在宅の重度障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等を行い、就労の促進を図る。

(8) **盲ろう者向け生活訓練等促進事業**

中途盲ろう者が自立した日常生活を送ることができるよう、コミュニケーション方法の訓練等の必要な相談、指導、訓練を行う。（再委託先：岡山盲ろう者友の会）

3 障害者の福祉増進及び啓発、広報事業(公3事業)

(1) 障害者社会参加推進センターの設置運営

障害者社会参加促進事業の体系的・効果的な実施を図るため、社会参加推進事業に関する情報の収集、提供等を行う。

(2) 団体活動育成支援等による障害者福祉増進事業

① 地域や障害種別の障害者団体の活動の育成、支援

本会の役員等が会員団体の総会、研修会等に出席して団体活動の活性化を支援する。

② 青壯年及び女性の部活動並びに障害者スポーツ活動等推進事業

青壯年部・女性部における自主的な仲間づくり、勉強会、奉仕活動等の活動を促す。また、身体障害者スポーツ大会を通じて、楽しみながら健康の維持増進、残存能力の向上を図る。

③ 障害者団体等関係機関連携活動

日本身体障害者団体連合会をはじめ中・四国ブロック身体障害者団体、市町村、各種障害者団体との連携を図り、情報交換、提案活動等を行う。

④ 各種福祉大会の開催等

岡山県総合社会福祉大会や中・四国身体障害者福祉大会等の開催や参画を通じて、障害者問題に関する情報収集、制度や施策の研究、提言を行う。

⑤ 関係団体役員や審議会等委員就任による情報収集と意見発信

本会の役員等が福祉関係団体の役員や県などの審議会委員等に就任し、障害者の立場から意見を述べることにより、障害者施策の充実を図る。

(3) 広報紙「はばたき」の発行等啓発・広報事業

広報紙「はばたき」の発行やホームページを通じて各種情報の提供に努め、障害者の社会活動への参加と自立を促進する。

4 法人運営

連合会の運営のための正・副会長会議及び理事会、法人の最高議決機関である評議員会、職務執行を監査する監査会等を開催する。

2024公益法人制度改革（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」）が令和7年度から施行されることを踏まえ、新しい基準に適合するための所要の取り組みと法令等に則った適正な法人運営を行う。

【年間主要行事予定】

令和7年度 公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会 年間主要行事予定

(令和7年2月 現在)

4月	○各会員団体総会（県内各地、～6月頃）
5月	○第25回岡山県障害者スポーツ大会（11日 岡山県陸上競技場ほか） ◎監事監査（20日） ◎正副会長会（28日）、◎理事会（28日）
6月	○日本身体障害者団体連合会評議員会（11日、横浜市） ○第70回日本身体障害者福祉大会（かながわ大会）（12日、横浜市） ◎評議員会（20日）、◎臨時理事会（20日）
7月	◎青壮年部総会、女性部総会 ○中四国身体障害者福祉大会打合会（24日、高知市）
8月	◎連合会会長表彰審査会
9月	◎岡山県身体障害者相談員協議会役員会
10月	○第26回中四国ブロック身体障害者相談員研修会（2日、米子市） ○第37回岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会 ◎岡山県総合社会福祉大会（15日、岡山芸術創造劇場ハレノワ） ◎青壮年部ふれあい研修、女性部研修交流会 ○第24回全国障害者スポーツ大会（25～27日、滋賀県）
11月	○第49回中四国身体障害者福祉大会（こうち大会）（7日、高知市） ◎岡山県身体障害者スポーツ大会（20日、岡山ドーム）
12月	◎岡山県身体障害者相談員研修会（2日、岡山市） ○障害者週間（3～9日） ○中四国身体障害者団体事務局長会議（11日、鳥取市） ◎重度身体障害者激励（県内各地）
1月	◎中四国身体障害者団体連絡協議会（21日、高松市）
2月	◎岡山県障害者社会参加推進協議会
3月	◎正副会長会、◎理事会、◎評議員会 ◎青壮年部交歓会 ○岡山県障害者スポーツ協会理事会 ○日本身体障害者団体連合会評議員会

[凡例] ◎：主催、共催事業 ○：参画、参加事業